

国見町告示第42号

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和7年4月1日

国見町長 村上利通

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱（令和6年国見町告示第97号）の一部を次のように改正する。

第1条中「卒業」の次に「・修了」を加え、「（以下、県実施要領という。）」及び「。以下「規則」という。」を削り、「告示」を「要綱」に改める。

第2条中「の金額は次の各号のとおりとし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる」を「は、就職活動等に係る経費（以下、「交通費」という。）及び移住に係る経費（以下、「移転費」という。）に対して交付する」に改め、同条ただし書及び第1号を削り、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 交通費に対する就職支援金（以下、「地方就職支援金（交通費）」という。）の金額は次のとおりとし、1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。ただし、就職先企業から交通費の支給を受けている場合は、別表に掲げる基準額を上限とし、往復交通費に要した経費（以下「実費」という。）と就職先企業から支給を受けた交通費の差額の2分の1の範囲内で支給するものとする。

(ア) 別表に掲げる基準額とする。ただし、実費が基準額を下回った場合は、実費支給とする。

(イ) 福島県外での採用選考の場合（合理的な場所に限る。）は、基準額を上限とし、実費の2分の1の範囲内での支給とする。

第2条第2号を削り、同条に次の1号を加える。

(2) 移転費に対する地方就職支援金（以下、「地方就職支援金（移転費）」という。）の金額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は移転に要し

た実費の金額とし、証明できない場合は、別表に掲げる基準額を上限とし、移転に要した経費（実費）の範囲内での支給とする。ただし、1,000円未満の端数が出た場合はこれを切り捨て、就職先企業から移転費の支給を受けている場合は地方就職支援金（移転費）の対象とならない。

第3条中「1人につき」を「地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）について、それぞれ一人」に改める。

第4条第1号（ア）（i）中「卒業」の次に「・修了」を加え、「卒業する見込みである」を「卒業・修了していること」に改め、同号（ア）（i）に次のただし書を加える。

ただし、地方就職支援金（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

第4条第1号（ア）（ii）中「卒業」の次に「・修了」を加え、同号（イ）（i）中「福島県内に」を「国見町に移住したこと。ただし、地方就職支援金（交通費）については、福島県内に」に改め、「いる」の次に「場合も対象とする」を加え、同号（イ）（i）ただし書を削り、同号（イ）（ii）中「卒業後に」を「国見町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、卒業後に」に、「上記」を「（i）の」に改め、同号（イ）（ii）を同号（イ）（iii）とし、同号（イ）（i）の次に次のように加える。

（ii） 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

第4条第2号（ア）（i）中「する」の次に「企業等に、前号（ア）（i）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職している」を加え、同号（ア）（ii）中「法律」の次に「（昭和23年法律第122号）」を加え、同号（ア）（iv）中「就業者にとって」を「地方就職支援金（交通費）においては、就業者にとって」に改め、同号（イ）（i）中「基づいて就業する見込みであること」を「基づく就業であること。ただし、在学中に移住支援金（交通費）を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること」に改め、同号（イ）（ii）中「採用予定で

あること」を「の採用であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること」に改める。

第5条中「1」を「2」に改め、「(別紙1)」を削り、「1」を「3」に改め、「(別紙2)」を削り、「)、」の次に「就職先企業による証明書(第4号様式)(在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、)」を加え、「2」を「5」に改め、「)」の次に「)」を、「、」の次に「移転費及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第6条中「項」を「条」に、「3」を「6」に改める。

第8条中「4」を「7」に改める。

第9条中「項」を「条」に、「5」を「8」に改める。

第11条第1号(イ)中「申請日から」を「(在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)申請日から」に改め、同号(ウ)中「申請日から」を「(在学中に地方就職支援金(交通費)を申請する場合)申請日から」に改め、「場合」の次に「(ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。)」を加え、同号(オ)中「国見町以外の市区町村に転出した場合」を「国見町から転出した場合。」に改め、同号(オ)に次のただし書を加える。

ただし、住民票を移さず転出していた者については、第4条(2)の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に国見町以外の市区町村に転出した場合

第11条第2号中「国見町以外の市区町村に転出した場合」を「国見町から転出した場合。」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

出発地		基準額	
地方	都道府県	交通費	移転費
北海道	北海道	25,000円	108,000円
東北	青森県	13,000円	81,000円
	岩手県	9,000円	66,000円
	宮城県	3,000円	53,000円

	秋田県	12,000円	81,000円
	山形県	3,000円	53,000円
北関東	茨城県	7,000円	66,000円
	栃木県	6,000円	66,000円
	群馬県	12,000円	81,000円
首都圏	埼玉県	8,000円	66,000円
	千葉県	9,000円	81,000円
	東京都	8,000円	66,000円
	神奈川県	10,000円	81,000円
甲信越	山梨県	12,000円	81,000円
	新潟県	17,000円	108,000円
	長野県	14,000円	81,000円
北陸	富山県	20,000円	108,000円
	石川県	20,000円	108,000円
	福井県	21,000円	108,000円
東海	愛知県	18,000円	108,000円
	岐阜県	19,000円	108,000円
	静岡県	14,000円	81,000円
	三重県	20,000円	108,000円
近畿	大阪府	21,000円	108,000円
	京都府	20,000円	108,000円
	兵庫県	21,000円	108,000円
	滋賀県	21,000円	108,000円
	奈良県	21,000円	108,000円
	和歌山県	23,000円	108,000円
中国	鳥取県	26,000円	113,000円
	島根県	27,000円	113,000円
	岡山県	24,000円	113,000円

	広島県	26,000円	113,000円
	山口県	28,000円	113,000円
四国	徳島県	27,000円	113,000円
	香川県	25,000円	113,000円
	愛媛県	28,000円	113,000円
	高知県	28,000円	113,000円
九州	福岡県	30,000円	113,000円
	佐賀県	32,000円	121,000円
	長崎県	34,000円	121,000円
	熊本県	34,000円	121,000円
	大分県	32,000円	121,000円
	宮崎県	35,000円	121,000円
	鹿児島県	37,000円	121,000円
沖縄	沖縄県	38,000円	121,000円

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

〔別紙参照〕

第2号様式（第5条関係）

〔別紙参照〕

第3号様式（第5条関係）

〔別紙参照〕

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第5条関係）

〔別紙参照〕

第5号様式から第8号様式までを次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

〔別紙参照〕

第6号様式（第6条関係）

〔別紙参照〕

第7号様式（第8条関係）

[別紙参照]

第 8 号様式（第 9 条関係）

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

年 月 日

国見町長 様

補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第5条に基づき、補助金の交付を申請（報告・請求）します。

記

1 地方就職支援金の申請状況

申請の回数	1 回目 ・ 2 回目
-------	-------------------------------

2 申 請 者 欄

フリガナ			性 別	生 年 月 日
氏 名				
住所			電話番号	
（国見町内に転入済の場合） 転入前の住所	〒			
メールアドレス				
大学・学部等	大学・ 大学院名		学部・ 学科等名	
卒業・修了 （予定）日	年 月 日			

3 移住した日（又は移住予定日）

移住年月日	年 月 日
-------	-------------------------

→住民となった日を記入してください。（届出日ではありません。）

4 勤務先

企業名及び所在地	企 業 名	
	所 在 地 (A)	
勤務(予定)地 (B)	上記所在地と同じ ・ それ以外の場所 (※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。)	
勤務開始(予定)日	年 月 日	

5 就職活動の状況（地方就職支援金（交通費）を申請する場合のみ記載）

(1) 就職活動訪問先

訪 問 先	企 業 名	(A)と同じ ・ (B)と同じ ・ それ以外の場所
	(※それ以外の住所の場合は、住所を記載してください。)	
面 接 ・ 試 験 日	年 月 日	
内 定 日	年 月 日	

(2) 移動経路 (往復)

[illegible]

6 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（国見町）に元からある（移動させていない）※	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※	

※状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

7 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。※）

転入日から5年以上継続して、 国見町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
県が実施する「ふくしま移住 希望者支援交通費補助金」の 活用について ※併給は認められません	A. 活用していない	B. 活用している

※各種確認事項の B. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

8 補助金交付申請額（※申請する金額を記入してください。）

(1) 地方就職支援金（交通費）

金 円

※企業からの交通費支給がある場合

実際に要した経費 円－企業負担額 円×1/2＝交付申請額 円

(2) 地方就職支援金（移転費）

金 円

※企業から移転費支給がある場合は対象になりません。

※上限額は、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額。証明できない場合は本補助金交付要綱別表に定める金額を上限とし、移転に要した実費の金額。

(1)+(2) 地方就職支援金合計

金 円

9 申請者の口座情報（※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。）

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類（※下記の書類を添付してください。）

- ① 地方就職支援金の交付申請に関する誓約書（第2号様式）
- ② 国見町地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い（第3号様式）
- ③ 就業証明書（第4号様式）
（在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は内定証明書（第5号様式））
- ④ 卒業・修了証明書
（在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの））
- ⑤ 身分証明書（提示により本人確認できる書類）
- ⑥ 移転費及び交通費の領収書等
- ⑦ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
- ⑧ 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

管理コード（福島県及び国見町使用欄）	
--------------------	--

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

- 1 国見町地方就職学生支援事業等に関する報告及び立入調査について、福島県及び国見町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱」に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) （在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）地方就職支援金（補助金）の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) （在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）地方就職支援金（補助金）の申請日から1年以内に国見町に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金（補助金）の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から3年未満に、国見町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に国見町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から3年以上5年以内に、国見町から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合：半額

年 月 日

国見町長 様

申請者 住所

署名

第 3 号様式（第 5 条関係）

個人情報の取扱い同意書

私は、国見町地方就職学生支援事業等の実施に際して、福島県及び国見町が調査して得た個人情報について、関係各課間及び他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認するために、相互に利用することに同意します。

年 月 日

国見町長 様

申請者 住所

署名

第4号様式（第5条関係）

就業証明書（地方就職支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 勤務者名

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

2 採用活動情報（就業者が地方就職支援金（交通費）を申請する場合のみ記載）

面接・試験日	年 月 日
実施場所	勤務予定地と同じ ・ それ以外の場所
	（※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。）
内 定 日	年 月 日
交通費支給額	（※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。） 円

3 就業条件等

就 業 日	年 月 日
勤 務 地	住所を記載してください。
就業先に関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。※1
	☐ 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。
就 業 条 件	該当する場合はチェックを付けてください。※2
	☐ 無期の雇用である。
	☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※2
	☐ 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 （勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など）
移転費の支給	該当する場合はチェックを付けてください。※3
	☐ 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

- ※1 地方就職支援金（交通費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。
- ※2 地方就職支援金（交通費）及び地方就職支援金（移転費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。
- ※3 地方就職支援金（移転費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所 在 地

事業者名

代表者名

電話番号

担 当 者

（以下は、申請者が記載してください。）

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名

第 5 号様式（第 5 条関係）

内 定 証 明 書（地方就職支援金（交通費）の申請用）

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

記

1 内定者情報

フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	勤務予定地と同じ ・ それ以外の場所
	（※それ以外の場所の場合、住所を記載してください。）
内 定 日	年 月 日
交通費支給額	（※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。） 円

3 就業条件等

入社予定日	年 月 日
勤務予定地	住所を記載してください。
就業先に関する要件	該当する場合はチェックを付けてください。※
	☐ 就業者にとって三親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でない。
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※
	☐ 無期の雇用である。 ☐ 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※
	☐ 転勤・出向・研修等による、市町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。 （勤務地限定型社員である、勤務地が1か所である、など）

※地方就職支援金（交通費）の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所 在 地

事業者名

代表者名

電話番号

担 当 者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名

第 年 月 日

様

国見町長

補助金交付決定通知書

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 補助金	円
〔内訳 地方就職支援金（交通費）	円〕
地方就職支援金（移転費）	円〕

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下 3 桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領等の規定に基づき、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から 1 年以内に国見町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）：全額
- ・申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く。）
- ・国見町への転入日から 3 年未満に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満に国見町以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・国見町への転入日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開

始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に国見町以外の市区町村に転出した場合：半額

- 2 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領等の規定に基づき、国見町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

国見町長 様

申請者 住所
氏名

補助金交付決定通知書再交付願

年 月 日付で申請した国見町地方就職学生支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書に係る交付決定通知書について、下記の理由により、再交付くださるようお願いします。

記

1 再交付の理由（※該当する番号に○をつけてください。）

(1) 紛 失

(2) 破 損

(3) その他（ ）

年 月 日

様

国見町長

補助金交付決定通知書（再交付）

国見町地方就職学生支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、以下のとおり補助金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

1	補助金	円
	内訳 地方就職支援金（交通費）	円
	地方就職支援金（移転費）	円

2 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。ご了承ください。

※地方就職支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下 3 桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
- ・（在学中に地方就職支援金（交通費）を申請する場合）申請日から 1 年以内に国見町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く。）：全額
- ・申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く）
- ・国見町への転入日から 3 年未満に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満に国見町以外の市区町村に転出した場合：全額
- ・国見町への転入日から 3 年以上 5 年以内に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、地方就職支援金の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に国見町以外の市区町村

に転出した場合：半額

- 2 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領の規定に基づき、国見町地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--